

警総甲達第 3 号  
警教甲達第 8 号  
平成 24 年 11 月 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

警察活動に関する感謝事例等の部内への周知・教養及び部外への情報発信等について

現在、当県警察においては、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について（平成 24 年警監甲達第 8 号）に基づき、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策を着実に推進し、県民の信頼及び治安の確保を図っているところであるが、これら施策の一つである「警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の推進」を実現するに当たって、警察活動に関して県民から感謝された事例や県民から警察への応援メッセージ等（以下、「感謝事例等」という。）を部内に周知すること及び部外に情報発信することが極めて有効と認められるところである。

既に、当県警察においては、警察活動に関する積極的な広報の推進について（平成 24 年警総甲達第 2 号）に基づき、各種警察活動について積極的な広報を行うことにより、県民に安心感を与えるとともに、警察活動に関する県民の理解と協力が得られるよう努めているところであるが、併せて、警察職員の士気高揚や使命感と誇りの醸成等を図るため、みだしのことについて下記のとおり実施することとしたので、各所属長にあつては、部下警察職員に対し周知徹底されたい。

#### 記

#### 1 警察活動に関して県民から感謝された事例等の報告

報道機関や各所属に寄せられる投書、手紙、電子メール等のほか、他の所属からの報告等により感謝事例等を入手した時は、その都度、別記様式に基づき、総務課長を経由して本部長あてに報告すること。

#### 2 警察職員に対する周知・教養

##### (1) 感謝事例等の職員に対する周知

1 により報告した感謝事例等については、その内容が、士気高揚や使命感と誇りの醸成等に有効であると判断されるものは、執務資料等を活用して、各警察職員へ周知すること。

##### (2) 教養資料として有効な活用

感謝事例等については、各種任用科・専科課程を主管する本部所属にあつては、「警察改革の精神」を浸透させるための学校教養実施時、また、全ての所属においては毎

朝点検のワンポイント教養等、あらゆる機会を捉え、警察職員一人一人に対し、県民の期待に応えることのできる崇高な職務に従事しているとする使命感と誇りを心に刻み込むような教養を推進するための教養資料として有効活用すること。

### 3 部外に対する情報発信

1により報告した感謝事例等の内容が、部外にも周知することにより、管内住民の警察への信頼や治安に対する安心感の確保、今後の警察活動への協力を得られると判断されるきは、各警察署で作成している「ミニ広報紙」等を活用するなどして、感謝事例等の情報発信を積極的に行うこと。

なお、総務課長は、県警ホームページにおいて、「県民からの感謝事例」等の枠を設けて各所属から報告のあった感謝事例等を掲載するものとする。

### 4 関係者等に対する配慮

2及び3により、感謝事例等の周知又は情報発信を行う場合は、総務課及び教養課並びに主管課と協議を行い、関係者のプライバシーの侵害及び現在又は将来の捜査その他の警察活動への支障を排除させるとともに、警察職員又はその家族らに危害が及ぶことを防止するよう十分に配慮すること。

別記様式省略